

福岡市障がい者差別解消推進会議への事例報告について

1 推進会議委員のご意見について

令和元年度第4回福岡市障がい者差別解消推進会議相談部会(以下「相談部会」という。)において、福岡市障がい者差別解消推進会議(以下「推進会議」という。)への事例報告の方法等について協議し、修正意見を踏まえた案について推進会議委員に意見を照会したところ(推進会議が新型コロナウイルスの影響により開催できなくなったため、書面にて照会)、以下の意見があった。

<意見1>

- ・報告する事例について、実際に相談部会で取り扱う事例のなかのほんの一例しか報告されないのか、という印象を受けました。
- ・実績報告は個人が特定されない内容であることが前提ですが、委員として差別解消を推進する役割を果たすためにも、相談部会では極力積極的に推進会議で報告する方向で調整していただきたいと思います。
- ・難しい問題があるのだろうとは思いますが、実態や課題を知ることなしに議論することはできないと思います。
- ・推進会議で報告しないほうが良いと判断された事例についても、相談部会で具体的にどのようなことを危惧されてそう判断されたのか、報告してほしいと思いました。

<意見2>

- ・事例報告案の事例の決定方法のうち「(2)事例の決定にあたっては、相談部会出席委員の反対がなかった事例のみとする」について、重要な課題や問題点が含まれる場合でも1人の委員が反対した場合に報告できなくなり不都合が生じるのでこの部分は削除すべきだと思います。

2 意見に対する考え方について(案)**(1) 意見1について**

相談部会での議論を踏まえ(事案の匿名化、抽象化をすれば個人の特定はされなくなるが、相談者が相談窓口へ相談しにくくなる、あるいは相談のきっかけとなった相手方事業者に影響が及ぶ恐れもあることなど)、推進会議においては、相談結果を分析し、課題等を把握して報告することで議論していただければと考えているため、現行案のとおりとしたい。

(2) 意見2について

事例の決定にあたっては「原則として」相談部会出席委員全員の反対がなかった事例のみとすることとしたい。

3 意見を踏まえた案について

資料4-2のとおり